

高松市生涯学習センター 生涯学習推進事業[企業との連携事業(まなび CAN・CSR 事業)]
「自転車の交通事故とその責任」を開催しました。



平成 29 年 2 月 1 日 (水)、一般社団法人 日本損害保険協会 四国支部 小塚 照夫さんを講師に迎え、「自転車の交通事故とその責任」を開催しました。

ここ数年、全国的に見ると、交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、2 割程度と高い水準で推移しています。また、自転車交通事故による死傷者数は、未成年者と高齢者が、過半数を占めている状況です。

自転車事故は、主に交通ルールやマナーを守らないために発生しますが、自転車は、道路交通法上、自動車と同じ“車両”です。車両として交通ルールを守らなければなりません。ルールを守らず事故を起こすと、自転車側も責任を問われます。

講座では、まず自転車の事故を引き起こさない(加害者にならない)ために、また、事故に巻き込まれない(被害者にならない)ために、自転車の安全な乗り方とルールについてのお話がありました。

自転車は、その気軽さや便利さの裏に様々な危険が潜んでいます。受講者は、そのリスクについて、改めて認識を深めた様子でした。

しかし、どんなに注意していても、いつ起こるのが分からないのが交通事故です。もし法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任を問われます。また、相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

このようなことを踏まえ、自転車事故による損害賠償責任に備える保険があります。それでは、どのような保険に加入すればよいか? 補償内容の重複はないか? 等の確認の必要性について、最後に説明がありました。

受講者の皆さんは、いつ自分の身の回りに起きるかもしれない事故に関する話だけに真剣に、講師の話に耳を傾け、保険の必要性についても熟考されているようで、さすがに「自転車王国」と言われる高松だからこそ、ニーズや重要性が高く、有益な講座になったものと感じました。

